# 資産活用基本方針と公共施設等総合管理計画について

政策・総務・財政委員会令和4年9月14日財 政 局

1 両方針・計画における改定・策定の背景及び位置付け

#### (1) 財政ビジョン(令和4年6月策定)における財政運営の基本方針

「持続的な財政」の実現に向けて、「債務管理」「財源確保」<u>「資産経営」</u>「予算編成・執行」「情報発信」「制度的対応」の6つの柱からなる「財政運営の基本方針」に基づき、財政運営を行うこととしている。

(2) 都市経営としての資産の総合的なマネジメント(ファシリティマネジメント)の推進

土地・建物等の保有資産を経営資源として総合的に捉えるファシリティマネジメントを、市民の理解を得ながら全庁的に推進することが資産経営の基本方針として掲げ、 特に、

- ①資産の戦略的利活用による価値の最大化
- ②公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上(公共施設の適正化)の2つの視点から、保有のあり方・維持管理・利活用を最適化することとしている。



(3) 具体的な課題に対応するための将来に向けたアクション「資産経営アクション」

「資産経営アクション」においては、上記①②について、適正化に向けた具体的な数値目標のほか、 「資産」と「公共施設」に関する基本的な考え方や方向性をまとめた基本方針を改定することにより、ファシリティマネジメント推進に向けた全庁的な取組を推進することとしている。

# 資産活用基本方針と公共施設等総合管理計画について

### 2 両方針・計画における策定(改定)経過・概要等

	資産活用基本方針	公共施設等総合管理計画 (現 公共施設管理基本方針)
策定の時期・趣旨	H22 (2010) 年3月策定 ・従来の保有土地に関する方針・計画の整理統合 ・資産経営の視点から有効活用を全庁的に推進	H27 (2015) 年3月策定 ・H26総務省から公共施設等総合管理計画の策定要請 ・従前の公共施設の保全・更新の取組を踏まえ、 再編整備等に取組むための方針として整理
改定の時期・契機	H27 (2015) 年3月 ・H26年6月の財政責任条例の制定 ・中期(2014~2017)の策定(事業目標実現) ・方針策定後4年間の本市を取り巻く状況変化	H30(2018)年12月一部改訂 ・総務省から記載項目の追加指示 ・中期(2018~2021)の策定(行動計画の見直し) ・主要施設の保全・更新計画
根拠 (国、条例、上位計画等)	財政責任条例、財政ビジョン	国要請・通知、財政責任条例、財政ビジョン
新方針の目的	資産の戦略的利活用による価値の最大化	公共施設の機能・サービスの持続的な維持・向上
内容	資産の戦略的利活用に向けた取組を全庁的に推進する ための基本的な考え方・方向性	将来を見据えた公共施設の保全更新に関する全庁的な 計画、施設ごとの方針
対象物 (数字は概数)	本市保有の土地・建物 保有土地 : 10,000ha 未利用等土地:100ha	本市保有の公共施設(公共建築物及びインフラ施設) 公共建築物:約2,600施設、約1,000万㎡ インフラ:公園約2,700件、道路約7,600km 下水道管約11,900km、水道管約9,300km等
対象期間	2065年度を見据えた中長期	2065年度を見据えた2040年度までの約20年間
数値目標	未利用等土地 2030年度までに30haを適正化 2040年度までに60haを適正化	一般会計で整備・運営する公共建築物の施設総量 2065年度:2021年度末から少なくとも1割を縮減 2040年度:2021年度末以下に縮減

### 資産活用基本方針と公共施設等総合管理計画について

#### 3 今後の進め方

以下の理由から、両方針・計画は改定・策定に向けて基本的に共通の手続き等を踏んでいきます。

- ・両方針・計画は、共に財政ビジョンを実現するためのものとして、改定・策定することが 「資産経営アクション」における取組の一つとして掲げられていること。
- ・両方針・計画の対象である土地・建物と公共施設は、土地と建物を主な対象とする点で、市民 目線で親和性が高い分野であること。

#### <スケジュール>

手続	日程	
常任委員会報告(素案)	9月14日 (水)	
市民意見募集	記者発表:9月下旬 広報よこはま:10月1日発行 募集期間:9月下旬~10月下旬 結果公表:11月中旬	
常任委員会報告(原案)	12月(第4回市会定例会)	
改定・策定	12月末頃(予定)	

# 市民意見募集の実施状況(速報)について

政策・総務・財政委員会令和4年11月7日財 政 局

#### 1 横浜市資産活用基本方針の改定(素案)

#### (1) 意見数

電子申請等により、87名、134件※のご意見をいただきました。

(電子申請 79件、Eメール等 55件)

※ 件数は速報値であり、取りまとめの状況により、件数が変わる場合があります。

### (2) 主なご意見

最大限の活用をするには、その場に最も適した使われ方が早期にされることが重要。その 実現には<u>「公民連携の更なる推進」という考え方は重要であり、既存の手法の枠を超えた</u> <u>斬新なアイデアを積極的に導入していって欲しい</u>。

市有地は、その時々の社会課題の解決を図るために貴重な土地。現時点で利用の見込みがないからといって<u>安易に売却はせず、周囲の状況等を踏まえて「保有し続ける」ことも</u>「適正化」の選択肢として持っておくべき。

誰の土地かも分からない空地が放置されるより、どなたかが居を構えるなり管理してもらった方が近隣に住む者にとっては助かる。利用予定がなければ、どんどん売却していくべき。

地域のニーズと財源確保の均衡をいかに取るかが大切。

「土地のポテンシャル」「トライアルサウンディング」等の意味が分かりにくい横文字に 注釈をつけて欲しい。

今後、いただいたご意見への対応の方向性・本市の考えを示した上で、改定原案を作成します。

## 市民意見募集の実施状況(速報)について

### 2 (仮称)横浜市公共施設等総合管理計画の策定(素案)

#### (1) 意見数

電子申請等により、47名、107件※のご意見をいただきました。

(電子申請 48件、Eメール等 59件)

※ 件数は速報値であり、取りまとめの状況により、件数が変わる場合があります。

### (2) 主なご意見

<u>現在の利用者ニーズが将来世代のニーズに合致するわけではないため、施設を単純に更新するべきではない</u>。将来のあるべき姿や求められるであろうニーズをしっかりと見極めていくことが大事。

#### 公民連携について市内中小企業が参画しやすくしてほしい。

民間施設に任せることもあるはずで「公共的なサービスの向上のため民間施設も含めて対応していく」と記述した方が正しいのではないか。

検討するにも計画を作るにもタイミングやバランスが大事。 建物に対して特性とかニーズとか画一的ではないことを記載しているが、それは計画作りも同じ。決めた事だからと意 固地にならず、画一的にならず、柔軟に進めてほしい。

インフラ施設の維持管理を着実に行ってほしい。

今後、いただいたご意見への対応の方向性・本市の考えを示した上で、原案を作成します。